

議案第 129 号

伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正について

伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例（平成 17 年伊賀市条例第 60 号）の
一部を次のように改正する。

別表 1 に次のように加える。

成和西放課後児童クラブ	伊賀市大内 748 番地
成和東放課後児童クラブ	伊賀市猪田 1274 番地

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。